

加古川市上下水道局
公営企業会計システム更新業務
プロポーザル募集要領

加古川市上下水道局

経営管理課

令和6年4月

1 趣旨

加古川市上下水道局（以下「局」という。）では、現行の公営企業会計システムにより、予算編成・執行、財務状況、決算の管理に加え、局が保有する固定資産・企業債等の管理を行っている。機器更新時期を迎えるにあたり、上記の管理を一体的に実現できるシステムの再構築を行い、経営の健全化、財務状況の明確化、および各種施設・備品等の効率的な維持管理を図り、業務の円滑な実施を目指すものである。

また、今回のシステム再構築では、実績豊富な統合型パッケージソフトウェアを採用し、情報の一元管理や操作性の向上、さらにできる限り標準機能を活用することで、開発費用の削減を図り、迅速かつ効率的な事務処理の実現を進めるものである。

公営企業会計システム更新業務の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）及び候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」とい、候補者及び次点者を「候補者等」という。）を選定するものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名称 加古川市上下水道局公営企業会計システム更新業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容 別紙1「加古川市上下水道局公営企業会計システム更新業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

① システム構築業務： 契約締結日の翌日から令和7年3月31日

※システム構築業務期間中においても稼働している期間についてはシステム保守を行うものとする。なお、その期間における保守費用は発生しないこととする。

② システム保守業務： 令和7年4月1日～令和12年3月31日（導入後5年間）

※システム保守業務については、①システム構築業務の契約事業者と契約を行う予定である。なお、契約の形態は地方自治法第214条に規定する債務負担行為による5年間の委託契約を予定しており、委託料はシステム稼働から60ヶ月間の月額均等払いとする。

3 施行予定額（予算額）

計 31,800,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

<内訳>

① システム構築業務：提案上限額 9,800,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

② システム保守業務：提案上限額 22,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※システム構築業務の費用については、業務完了時の一括払いとする。

4 プロポーザルの型式

本業務は公募型プロポーザルにより候補者等を決定するものとする。

5 プロポーザル選定委員会の設置

候補者等の選定は、加古川市上下水道局公営企業会計システム更新業務プロポーザル選定委員会設置要領に定める選定委員会が行うものとする。

6 候補者等決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、指定期日までに局に参加申込みをし、局から参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。
- (2) 参加者は、指定期日までに局に企画提案書等を提出したのち、候補者等の選定を受けるものとする。
- (3) 局は、選定の結果、得点が上位1位となった者を「候補者」、上位2位となった者を「次点者」として選定し、まず候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に局と候補者との協議が整わない場合は、局は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 候補者等の選定に関する日程については、「15 日程及び提出書類等」のとおりとする。

7 参加資格要件

参加申込をする者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

事業所の所在地	局へ120分以内に到着できる場所に営業所等を有するものであること。
事業所の要件	ISMS/ISO27001またはプライバシーマークを認証取得していること。
入札参加資格	加古川市水道事業及び下水道事業契約規定（平成10年水道事業管理規程第5号）第2条第1項に規定する入札参加資格者名簿に登載されていること。 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 市税を滞納していないこと。また、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。 (3) 加古川市水道料金および下水道使用料を滞納していないこと。
入札参加停止措置	プロポーザル参加表明書の公募開始日から契約締結日までの期間において、加古川市上下水道局指名停止基準（平成13年水道局訓令第6号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
業績実績	・令和元年度～令和5年度の間において、兵庫県内の自治体及び地方公営企業に公営企業会計システムを導入した実績を有すること（元請としての実績に限る）。 ・提案する公営企業会計システムが令和5年4月1日時点で人口25万人以上の自治体に導入し、稼働している実績を有すること（元請としての実績に限る）。 ※業績実績には、現在履行中の業務を含む。

業 務 体 制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を一括再委託しないことを確約できること。 ・常時雇用関係があり、かつ十分な知識と判断力を備えた業務責任者を配置できること。 ・提案する公営企業会計システムが、自社開発のパッケージシステムであること。 ・製販一体の業者による提案であり、導入から保守サービスまで同一業者により実施を行うこと（OEM提供も不可とする）。 ・障害発生時、早急に原因調査・復旧できるよう一報を受けて即対応できる体制を確保できること。
経 営 の 安 定 性	<ul style="list-style-type: none"> ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。 ・過去5年間にわたり、情報セキュリティ事故等の事項について判決により罰金、和解金の支払いがないこと。
契約の相手方としての適格性	加古川市上下水道局契約からの暴力団排除に関する要綱（平成24年3月30日水道事業管理者決定）に規定する暴力団等でないこと。

8 説明会

説明会は開催しない。

9 参加申込・資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「(様式2) プロポーザル参加表明書」に必要事項を記入し、代表者印を押印のうえ、関係書類を添えて次のとおり経営管理課へ提出すること。

- ① 関係書類：
 - ・(様式3) 会社概要票
 - ・(様式4) 業務実績調書
 - ・会社概要（パンフレットなど任意）
 - ・ISMS/ISO27001 またはプライバシーマークの取得を証明できる書類
 - ・参加資格要件に定める業務実績の分かる契約書、仕様書等の写し
 - ・加古川市市税確認承諾書
 - ・国税納税証明書（その3の3）（令和6年3月1日以降発行のもの）
 - ・加古川市水道料金・下水道使用料確認承諾書
 - ・誓約書
- ② 提出場所：「18 問い合わせ先」
- ③ 提出期限：令和6年4月30日（火）17時 必着
- ④ 提出方法：直接持参又は書留郵便とする。

※窓口への持参は、月曜日から金曜日（土・日曜、祝日を除く。）のうち、8時30分から17時15分（12時から13時を除く。）までとする。

※電子メールでの提出は不可とする。

※提出期限を過ぎたプロポーザル参加表明書等は受け付けない。

※郵送による提出の場合、提出期限までに局に到着しなかったものは受け付けない。

(2) 資格審査

局は、受け付けたプロポーザル参加表明書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について、令和6年5月9日（木）までに参加希望者に電子メール及び文書で通知するものとする。

参加資格審査結果通知書を受領した者は、この決定について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって経営管理課に説明を求めることができるものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加申込を行った者又は参加者が参加を辞退する場合には、「(様式 13) プロポーザル参加辞退書」に必要事項を記入し、代表者印を押印のうえ、企画提案書提出期限までに「18 問い合わせ先」に提出するものとする。

10 質疑・回答

質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、「(様式 14) 質問書」に質問事項を記載のうえ、令和6年5月15日（水）17時までに、電子メールにより「18 問い合わせ先」に送信すること。メールの件名は「(会社名)加古川市上下水道局公営企業会計システム更新業務に係るプロポーザル質問書」とすること。
- (2) 質疑に対する回答は、参加者全員に電子メールにて令和6年5月22日（水）に回答する。

※参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、局は回答しないことができるものとする。

11 企画提案について

(1) 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書及び「(別紙4) 提案書等作成要領」等に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1者につき1件とし、以下の書類を提出することとする。なお、企画提案書等に記載された内容については、④見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

① 企画提案書の提出について

「(様式7) 企画提案書等提出届」に必要事項を記入し、代表者印を押印すること。

② 企画提案書

提案書等作成要領を参照のうえ、同要領に規定する項目順に作成すること。

書式は任意とするが、用紙はA4とし、30枚以内とすること（A4版両面の場合は15枚）。

③ システム機能要件回答書

提案書等作成要領を参照のうえ、同要領に規定する項目順に作成すること。

局により提示したExcelファイルに沿って、評価区分等を記載すること。

④ 見積書及び見積内訳書

履行期間内に本業務内容を実施するための費用を施行予定額の範囲内で作成すること(様式は任意。代表者職氏名を記入し、押印のこと)。金額は消費税及び地方消費税込みの金額を記入すること。

なお、提案見積書には以下の項目を含め、可能な限り内訳を記載すること。

i. 公営企業会計システム構築費用

- ・システム構築・導入作業費用
- ・カスタマイズ費用 ※機能要件に記載の内容を満たさない機能や、納付書・帳票類のレイアウト修正に必要な費用を盛り込むこと。
- ・データ移行及び設定費用
- ・システム操作説明に係る費用
- ・その他システム導入に係る費用

ii. システム保守・運用費用

※令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)の保守費用

- ・ソフトウェア保守費用
- ・ソフトウェア利用料
- ・データセンター利用料
- ・その他システムの運用維持に必要な費用

(2) 提出部数

- ・正本 1部
- ・副本 8部

※企画提案書等の電子ファイル一式を納めたCD-ROM又はDVD-ROMを1枚用意すること。なお、電子ファイルに関しては、Microsoft OfficeまたはAcrobat Readerにて参照可能な形式とすること。

(3) 提出の期限、方法及び場所

- ・提出場所：「18 問い合わせ先」
- ・提出期限：令和6年6月5日(水)17時必着
- ・提出方法：直接持参又は書留郵便とする。

※窓口への持参は、月曜日から金曜日(土・日曜、祝日を除く。)のうち、8時30分から17時15分(12時から13時を除く。)までとする。

※電子メールでの提出は不可とする。

※提出期限を過ぎたプロポーザル参加表明書等は受け付けない。

※郵送による提出の場合、提出期限までに局に到着しなかったものは受け付けない。

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、局が参加者に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

12 プレゼンテーションの実施

提案書等の内容について、次のとおりプレゼンテーションを実施し、評価を行う。

(1) 日程及び場所等

実施日程：令和6年6月20日（木）（予定）

実施場所：加古川市水道庁舎4階 441会議室

加古川市野口町良野398番地の1

※ プレゼンテーション時間の内訳は、準備5分、説明30分、質疑15分を予定している。

(2) その他

ア プレゼンテーションは、局に提出した提案書等を使用して説明することとし、資料の差替え・追加は認めない（スクリーン等に投影して説明する場合を含む）。

ただし、誤字脱字等がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明することは差し支えない。

イ プレゼンテーションにおける質疑応答の内容は、提案書に記載がない場合でも、提案内容に含まれるものとする。

ウ プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、プロジェクター（HDMI接続のみ）及びスクリーンは局が用意したものを利用してよい。

エ 出席者は5名以内とすること。

オ プレゼンテーションは、導入の管理技術者となる者を中心に実施すること。

カ 局は、プレゼンテーションの内容を録音することができる。

キ 当該プレゼンテーションを欠席した場合は、提案を辞退したものとみなす。

13 候補者等の選定

候補者等の選定については、「(別紙6) 審査基準表」により、候補者及び次点者を決定する。なお、総合評価点と同じ場合は、出席委員等の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

また、総合評価点のうち見積価格点を除いた1,800点満点中の6割に満たない者は、候補者等に選定しない。

(1) 選定結果の通知

プロポーザル審査結果通知（様式18、様式19、様式20）により通知する。

(2) 上記(1)の通知は、審査終了後、7日以内に通知する。

(3) 候補者に選定された者以外の者は、その理由について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって「18 問い合わせ先」に説明を求めることができる。

14 契約締結に向けての協議

(1) 仕様等の確定について

局は契約締結に向けて候補者と協議を行うが、候補者の選定をもって候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものでない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。次点者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(3) 契約書について

契約書は、局が用意したものを使用する。

(4) 契約保証金

契約保証金については契約金額（長期継続契約においては契約金額の5年総額）の10分の1に相当する額以上を契約締結時に納付すること。ただし、候補者が加古川市水道事業及び下水道事業契約規程（平成10年4月1日 水道事業管理規程第5号）第26条第1項各号のいずれかに該当する場合は当該条項により免除する。

(5) 契約締結時において、本業務の従事者に対して情報セキュリティに関する教育（情報セキュリティ特記事項の遵守を含む。）等の関係法令及び関係規程を遵守させるために必要な教育を実施するとともに、実施した内容を提出しなければならない。

15 日程及び提出書類等

事務等の名称	日程・締切	提出書類等	
参加申込	令和6年4月30日（火） 17時まで（必着）	様式2～様式4、必要書類	参加希望者 ⇒局
参加資格審査結果の通知	令和6年5月9日（木）までに発送		局⇒参加希望者
質問締切	令和6年5月15日（水） 17時まで	様式14	参加者⇒局
質問に対する回答	令和6年5月22日（水）に回答	メールで回答	局⇒参加者
企画提案書提出	令和6年6月5日（水） 17時必着	様式7～様式10 別紙2 企画提案書 見積書	} 正本1部 副本8部 参加者⇒局
実施日程通知	令和6年6月13日（木）		
プレゼンテーション	令和6年6月20日（木） （予定）	—	—
選定結果等の通知	令和6年6月27日（木）までに発送		局⇒参加者

候補者との協議	令和6年7月1日(月)まで	—	—
次点者との協議	令和6年7月8日(月)まで	—	—

※上記スケジュールは予定であり、変更となる可能性がある。

※候補者との協議が整った場合は、局は速やかに次点者にその旨および次点者との協議を行わないことを通知する。

16 情報公開

選定の過程や評価結果については、加古川市情報公開条例に基づき対応する。

17 その他

- (1) 参加申込を行った者又は参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 提出書類の提出期限を過ぎた場合
 - ② 募集要領、提案書等作成要領に定める事項に違反した場合
 - ③ システム構築業務及びシステム保守業務それぞれの見積額が「3 施行予定額(予算額)」において提示している提案上限額を超過した場合
 - ④ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - ⑤ 募集要領に定める方法以外で局職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
 - ⑥ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと局が判断した場合
- (2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) プロポーザルの過程で得た情報等は局に帰属し、局は調査手段等を含め公開・配付できるものとし(個人情報および企画提案書の内容を除く)、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。
- (4) 候補者となった場合、業務実績として局の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については局の許可なく開示できないこととする。
- (5) 仕様書等内容の詳細については、本業務以外の利用は認めない。
- (6) 提出された企画提案書等は返却せず局の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (7) 提出された企画提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて局から疑義の照会を行うことがある。
- (8) 郵送等の事故については、局はいかなる責任も負わない。
- (9) やむを得ない理由により本選定を実施することができないと認められる場合は、本選定を中止することがある。なお、この場合において、企画提案に要した費用を局に請求することはできない。
- (10) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜局が判断するものとする。

18 問い合わせ先

加古川市上下水道局経営管理課経営係（加古川市水道庁舎4階）

住 所：〒675-8588 加古川市野口町良野 398 番地の1

電 話：079-427-9320 F A X：079-421-5998

E-Mail：keieikanri@city.kakogawa.lg.jp

担 当：森川・上田

以 上